

(要領様式第6号)

事業計画書に対する知事意見書

4上伊地環第221号
令和5年(2023年)3月2日

株式会社フォレスト
代表取締役 本道 文彦 様

長野県上伊那地域振興局長

令和4年11月28日付けで提出のあった事業計画書について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第44条第1項の規定による意見は次のとおりです。

1 提出のあった事業計画書 (産業廃棄物収集運搬業の変更許可)

廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県木曾郡大桑村大字須原 1367 番地 1	
廃棄物の処理施設の種類	産業廃棄物収集運搬業の積替保管施設	
処理を行う廃棄物の種類 (当該廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	○積替保管する産業廃棄物 木くず 特別管理産業廃棄物を除く。	
廃棄物の処理施設の処理能力 (廃棄物の最終処分場である場合にあつては、廃棄物の埋立処分の用に供する場所の面積及び埋立容量)	産業廃棄物積替保管施設 面積：144 m ² 保管量の上限：192 m ³	
変更の概要	新	旧
	1 収集運搬 (積替保管を含む。) する産業廃棄物の種類 木くず 特別管理産業廃棄物を除く。 2 収集運搬 (積替保管を除く。) する産業廃棄物の種類 燃え殻、汚泥、廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)、紙くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物を含む。)、鉋さい、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)、ばいじん (廃プラスチック類、金属くず、ガ	1 収集運搬 (積替保管を含む。) する産業廃棄物の種類 なし 2 収集運搬 (積替保管を除く。) する産業廃棄物の種類 燃え殻、汚泥、廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物を含む。)、鉋さい、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)、ばいじん

	<p>ラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは自動車等破砕物を除く。） 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。</p>	<p>（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは自動車等破砕物を除く。） 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。</p>
--	--	--

2 知事意見

対象周辺地域の生活環境の保全に関する事項についての意見	事業計画は適当なものと考えられます。
合意形成の方法に関する事項についての意見	事業計画は適当なものと考えられます。
その他知事が必要と認める事項についての意見	特にありません。